

令和5年度建築保全業務労務単価について

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 計画課 保全指導室

1 はじめに

国家機関の建築物等は、国民の共有財産として社会経済活動の基盤となり、長きにわたり有効に活用されなければなりません。

国土交通省官庁営繕部では、国家機関の建築物等の施設管理者(以下「施設管理者」という)が行う建築保全業務について、基準等の整備、保全実地指導や技術支援等を行っており、施設管理者が建築保全業務を委託する際に業務内容の明確化と業務品質の確保を図るための基準として、建築保全業務共通仕様書、建築保全業務積算基準、建築保全業務積算要領(以下「共通仕様書」、「積算基準」、「積算要領」という)等を作成しています。

また、施設管理者が共通仕様書を適用する業務に関し、積算基準及び積算要領により建築保全業務に係る費用を算出するための参考単価が、建築保全業務労務単価です。

本単価は、毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づき作成しています。

2 積算要領で定める労務単価について

労務単価は日割基礎単価、時間外単価、夜勤単価の三つに区分されています。

1) 日割基礎単価

日割基礎単価は、正規の勤務時間内に業務を行う場合の1日(8時間)当たりの単価で、各技術者等の年間当たりの平均的な賃金(基本給相当額、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与等)を平均的な年間労働日数で除したものです。

なお、日割基礎単価に含まれない賃金、手当、経費は次のとおりです。

- ①時間外、休日及び深夜の労働に対する割増賃金
- ②各職種の通常の作業条件または作業内容を超え

た労働に対する手当

- ③業務管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費

2) 時間外単価

時間外単価は、正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の1時間当たりの単価で、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第21条に定めるものを除いたものを1時間当たりの単価に換算したものを(以下「割増基礎単価」という)に1.25以上の値(ただし、午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合は1.5以上の値)を乗じたものです。

3) 夜勤単価

夜勤単価は、午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合(時間外単価に該当する場合を除く)の1時間当たりの単価で、日割基礎単価を1時間当たりの単価に換算したものに、割増基礎単価に0.25以上の値を乗じたものを加えたものです。

3 令和5年度建築保全業務労務単価について

令和4年12月に公表したところですが、昨今の賃金動向を適切に反映するため、今回見直しを行いました。

1) 日割基礎単価

日割基礎単価は、表1のとおり積算要領に掲げる技術者区分に応じて、10地区の単価を作成しています。

前年度と比べ、全国、全技術者区分平均で5.0%引き上げられています。

2) 割増基礎単価率

割増基礎単価率は、表2のとおり、日割基礎単価に乗じて時間外単価の計算に用いる「割増基礎単価」を算出するために使用するものです。

※参考1：時間外単価の計算例

(超過勤務時間が午後10時より前の場合)

日割基礎単価(円/日)×割増基礎単価率(%)

=割増基礎単価(円/時間)

割増基礎単価×1.25=時間外単価(円/時間)

※参考2：夜勤単価の計算例

日割基礎単価÷8+割増基礎単価×0.25

=夜勤単価(円/時間)

3) 宿直単価

宿直単価は、現場に宿直する場合の1回当たりの定額単価で、令和5年度は全国共通で4,300(円/回)です。

4) 留意事項

建築保全業務労務単価は、外注契約における技

術者単価や雇用契約における技術者への支払賃金を拘束するものではありません。労働時間、地域の特性等の条件によっては、適宜補正していただき、当該業務に適した単価で積算されることが望まれます。

4 おわりに

国土交通省のホームページでは、共通仕様書、積算基準や積算要領、建築保全業務労務単価等、保全に関する基準類を閲覧することができますので、ご活用いただければ幸いです。

(国土交通省 HP 官庁施設の保全)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000046.html

(単位：円/日)

技術者区分 地区	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
北海道	22,300	21,000	22,700	18,700	17,900	15,500
宮城	22,200	21,000	22,600	18,600	17,900	15,500
東京	26,200	24,700	26,600	21,900	21,000	18,200
新潟	23,500	22,300	23,900	19,700	18,900	16,400
愛知	25,900	24,500	26,300	21,700	20,800	18,000
大阪	24,900	23,500	25,300	20,800	19,900	17,200
広島	23,400	22,100	23,800	19,600	18,800	16,300
香川	24,000	22,700	24,400	20,100	19,200	16,600
福岡	22,000	20,800	22,400	18,400	17,700	15,300
沖縄	20,300	19,200	20,700	16,900	16,300	14,100
技術者区分 地区	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
北海道	14,600	11,600	10,600	15,100	12,900	11,400
宮城	14,000	11,200	10,300	14,700	12,600	11,100
東京	18,200	14,500	13,300	17,900	15,300	13,500
新潟	14,400	11,500	10,600	14,500	12,400	11,000
愛知	15,900	12,700	11,600	16,500	14,000	12,400
大阪	17,000	13,500	12,400	16,200	13,900	12,200
広島	14,800	11,700	10,800	16,000	13,600	12,100
香川	13,900	11,100	10,100	16,300	13,900	12,300
福岡	14,500	11,600	10,600	13,800	11,900	10,500
沖縄	13,900	11,100	10,200	12,500	10,600	9,400

表1 日割基礎単価

(単位：%)

技術者区分 地区	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
全国	9.6	10.0	9.6	9.3	9.9	10.4
技術者区分 地区	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
全国	10.2	11.1	11.2	9.6	9.5	10.5

表2 割増基礎単価率